

第 1 8 8 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成25年12月19日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

子ども青少年局及び児童相談所で保有している家族再統合に関する文書全て

- 2 平成26年 1月24日、実施機関は、本件公開請求に対して、下記（1）の行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定し、下記（2）の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

（1）特定した行政文書

- ア 「名古屋市中央児童相談所における家庭復帰支援モデル事業実施に関する規程」の制定について（平成25年 4月 1日付け）
- イ 「家族再統合事業」（平成25年 4月10日付け）
- ウ 家庭復帰支援モデル事業について（平成25年 4月25日付け）
- エ 平成25年度家庭復帰支援モデル事業
- オ 家庭復帰支援モデル事業先行実施都市視察報告（平成25年12月 9日付け）
- カ 名古屋市子ども虐待相談援助マニュアル（平成24年 4月改訂版該当頁）
- キ 子ども虐待対応の手引き（厚生労働省平成25年 8月改正版該当頁）
- ク 平成25年度東京都及び政令指定都市児童相談所長会議（平成25年 8月22日・23日）資料該当頁
- ケ 平成25年度東海北陸ブロック児童相談所実務担当課長会議（平成25年 8月29日・30日）資料該当頁
- コ 家庭復帰支援事業先行実施都市における実施状況の視察に関する復命書（平成25年10月23日・24日視察、平成25年10月28日・29日視察、平成25年11月 7日視察、平成25年11月 8日視察）
- サ 児童相談所運営指針について（雇児発0321第 2号平成24年 3月21日）

(2) 非公開事由

ア 条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当

本件行政文書のうち、児童及び保護者の氏名、具体的状況及び面接における児童の心情等の情報は、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。

イ 条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当

本件行政文書のうち、児童及び保護者の氏名、具体的状況及び面接における児童の心情等の情報は、公にすることにより、児童相談所事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

- 3 平成26年 4月23日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

公開された文書は、家族再統合の内容の実体を示しておらず、内容が確認できない。公開の内容を再検討することを求める。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件公開請求の時点で存在していた本件公開請求の対象となる行政文書の全てを特定した。
- 2 異議申立ての理由は、本件行政文書の記載内容に対する異議申立人の見解又はそれに基づく主張であって、本件処分の適否に関するものではない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書が、本件公開請求の対象となる行政文書に該当するか否か及び本件行政文書以外に本件公開請求の対象となる行政文書が存在するか否かが争点となっている。

2 本件公開請求の対象となる行政文書について

(1) 異議申立人が請求している行政文書は、子ども青少年局及び児童相談所で保有している家族再統合に関する文書全てである。

(2) まず、本件行政文書が、本件公開請求の対象となる行政文書に該当するか否かを判断する。

ア 本件行政文書は、実施機関が本市における家族再統合事業の実施に向けて、作成又は取得したものである。

イ また、本件行政文書は、家族再統合事業に関する規程や会議資料等の文書であり、家族再統合に関する内容が記載されている。

ウ したがって、本件行政文書を、本件公開請求の対象となる行政文書として特定したことは、妥当である。

(3) 次に、異議申立人は、本件行政文書では家族再統合の内容が確認できず、公開すべき文書に不足があると主張するので、本件行政文書以外に本件公開請求の対象となる行政文書が存在するか否かを判断する。

ア 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

(ア) 平成25年度から、実施機関において家族再統合事業が開始されたが、同年度においては、本市における具体的な事業実施方法の検討段階であり、当該検討に用いるため、本件行政文書が作成又は取得された。

(イ) そして、平成26年度には、実施機関において、事業対象者選定の基礎となる個別の施設入所児童記録であるスクリーニングシートの作成が開始され、それらの資料を基に児童相談所内会議において事業対象児童の選定が行われた。

(ウ) さらに、平成27年度には、「名古屋市児童相談所における家庭復帰支援事業実施に関する要綱」が施行され、同年度以降は、年度の初めに作成される事業計画に基づき、個別事案に対して家族再統合事業の支援プログラムが実施されている。

イ 以上のことから、実施機関において、本市における家族再統合事業に関する具体的な取組み方法がわかる文書や、個別事案の記録が作成され始めたのは、本件公開請求の時点より後の平成 26 年度以降であることが認められる。

ウ したがって、本件公開請求の時点においては、特定した行政文書以外に対象となる行政文書は存在しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

3 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年 6月 6日	諮問書の受理
6月25日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
7月23日	実施機関の弁明意見書を受理
9月30日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成28年12月16日 (第193回審査会)	調査審議
平成29年 4月21日 (第197回審査会)	調査審議
5月19日 (第198回審査会)	調査審議
6月13日	答申